

**消費者庁
臨時事務補助員（期間業務職員）募集要項**

1. 採用内容

職名：消費者庁臨時事務補助員（非常勤）
採用予定者数：2名
採用予定日：平成30年4月1日（平成30年4月2日から勤務開始）

2. 業務内容

庶務業務の補助（資料のコピー・配布、電話対応、郵便物発送・仕分け、出張旅費の申請・精算その他常勤職員の業務補助全般）

3. 応募資格

- (1) 高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
- (2) 一定の事務処理（ワード・エクセル・パワーポイント等による文書作成等）がこなせること。

以下に該当する者は応募できません。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
 - ・ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 提出書類

- 履歴書1通
＜カラー写真貼付。職務経歴書（期間、勤務先、職種、業務内容等を記載したもの）（市販のもの）

*応募書類は返却いたしません。

5. 書類送付先

郵送（封筒の表面に赤色で「臨時事務補助応募書類在中」と記載のこと）にて、下記提出先に、平成30年1月26日（金）（必着）で、送付してください。

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階
消費者庁 取引対策課 庶務係あて

6. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

書類審査(1次選考)の後、面接(2次選考)を行なうこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。なお、2月2日(金)までにご連絡がない場合は、書類審査不合格となります。

7. 勤務条件

勤務地：東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階

勤務日数：週5日

勤務時間：1日7時間45分(①8:30~12:00及び13:00~17:15 ②9:00~12:00及び13:00~17:45)

土・日・祝日及び年末年始は休み

任期：採用日~平成31年3月31日まで(予定)(最初の1ヶ月は条件付採用)

給与等：月額8,410円~10,240円(給与改定あり)

*通勤手当支給(上限55,000円/月)、超過勤務を命じた場合には超過勤務手当支給

*住居手当支給(上限27,000円/月 条件該当者のみ)

*健康保険、厚生年金、雇用保険加入

*賞与あり、昇給なし、退職金制度あり

*年次休暇は6ヵ月経過後に付与(全勤務日の8割以上出勤した場合)

8. 問い合わせ先

消費者庁 取引対策課 庶務係

電話 (03) 3507-9213